

「女性の人権ホットライン」等を端緒に救済措置を講じた主な事例

1. 夫による妻に対する暴力事案

◆夫から暴力を受け、子どもとともに着の身着のまま家を出たという相談が人権擁護委員に寄せられた事案。

人権擁護委員は、緊急の対応が必要であると判断し、直ちに被害者と面談し、救急病院での受診や警察への通報、当日の宿泊場所の確保等について援助を行った。

その後、被害者の夫が警察に逮捕され、また、裁判所からは、配偶者暴力防止法に基づく接近禁止命令が出されたところ、被害者から人権擁護委員に対し、夫と離婚したいが離婚後の生計について不安であるとの相談があった。そこで、同委員は、被害者とともに市役所に出向き、生活保護や市営住宅への入居等の申請に付き添い助言するなどしたところ、生活保護の受給、市営住宅への入居手続きが円滑に進むに至った。(措置:「援助」)

2. 夫の妻に対する悪意の遺棄事案

◆夫により家から閉め出され、3日程前から野宿していたという被害者を近隣の住民が保護し、「女性の人権ホットライン」に相談が寄せられた事案。

保護した住民も被害者とは特段の関係がないため、今後どうすればよいか不安との話であったため、担当職員から婦人相談所に連絡を取り、同相談所の助言を得て、被害者にまずは警察署に向かうよう助言した。その結果、警察署において緊急性のある事案と判断され、被害者は婦人相談所に一時保護されるに至った。その後、被害者は婦人相談所の支援を得つつ、夫との別居の準備を進めることとなった。(措置:「援助」)

3. インターネット上におけるプライバシー侵害事案

◆インターネット上の掲示板に、女性が自らSNS(ソーシャル・ネットワークサービス)上に掲載しその後削除した自身の性的な写真が、氏名、年齢等とともに掲載されているところ、プロバイダに対して削除を依頼したが削除されなかったとして、「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、本件掲示板の情報は、被害者のプライバシーを侵害すると認められたため、本件掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ、一部の情報については削除されたものの、その余の情報については削除されなかった。

そこで、法務局から、重ねて、本件掲示板の管理者に対して削除要請をした結果、当該情報は全て削除されるに至った。(措置:「要請」)